

# たんぽぽの会 ～防大裁判の原告を支える市民の会～

防衛大学校人権侵害裁判は、防衛省の施設機関である"防衛大学校"の実態を問う全国初の裁判です

連絡先： TEL 070-5272-9059

MAIL hoshitotanpopo88@gmail.com

2019年 6月 22日 13号

《最終準備書面》第20回裁判は6月13日(木)13時10分より101法廷にて、TV放映の影響もあり96席はすぐに満席となりました。裁判長は着席できない方々に対して退室を促し、以前は椅子の補助を出された経緯もあり、法廷内は抗議が上がり、裁判長が一時退室するなど騒然となりました。席をお譲り下さった方々の機転のもと、再開廷できましたこと、この紙面をお借りしてお礼申し上げます。また、お越し下さったのに傍聴できなかった方々大変申し訳ございませんでした。しかし、関心が深まっていることを裁判所に対してアピールできたこと大変感謝しております。後の報告会にも大勢の方にご参加頂き本当にありがとうございました。

## 【最終準備書面の主だった内容】

### (原告側の書面内容)

- ・この裁判で国賠ではなく、安全配慮義務違反を問うにあたり、前の学生判決内容を踏まえ、学説、判例をあげ、「法律上の主張をすれば適用法条を示したり、法律的呼称をもって表現する必要はない」等と述べた。
- ・学生と教官の法的関係において、宣誓書の違い(防大生：学業に励む、自衛隊員：規律の保持・専心職務の遂行)や「補導便覧」等を根拠に挙げ、教官と学生又は学生間に本来、命令-服従の「服務関係」や「指揮命令の関係」はなく、指導監督する立場であること。
- ・学生の自律的サービスとは学生の自治ではない(自身の甘えた心に打ち勝つこと)こと。
- ・学生の「適性評定」と「振るい落とし」の関係やその先にある懲戒処分<sup>の</sup>多さと深刻さ、それを教官が「予見できなかった」とすればそれ自体が職務怠慢であることを主張。
- ・加害学生の各事案発生時、本来執るべき対応について、安全配慮義務違反の事実を主張。例えば、ファイヤーに遭った原告の被害確認を疎かにしたことや同室先輩からの被害を訴えた後に部屋替えを行わなかった為、虐待が加速したこと、エアガン被害に対し没収等の対処をしなかった等々。被害事案の未報告や防大内での教官らの処分事実の主張。
- ・「希死念慮」を生じたことを保護者へ説明し、直接引き渡しもしなかったこと。防大カウンセラーの任務放棄による治療機会の逸失。

- ・原告が発症した「重度ストレス反応」や提訴後責任を否定する学生、責任を認めない防大(国)により、更に大腸炎の特定疾患(難病)指定を受けたことの原告損害を主張。

### (国側の書面内容)

- ・学生らは成人に近い年齢に達した者であって教官らが危険を未然に防止するようなものでなく、指導、助言すること、社会通念に照らした措置で足る。学生らの暴行は原告自身の行動によるものが多く、直ちに「いじめ」と評価し得えない。
  - ・自習時間中に粗相ポイントの解消行為が行われていたことは報告されておらず、認識しようがなかった。宴会芸で聞くような火を点けられる行為を前にそのまま立ち去ることは到底考え難く、認識できなかったことを示す。
  - ・原告に特に注意を払うべき状況ではなく、被告(国)にとって加害学生らの暴行等は予測可能な危険であるとはいえず、安全配慮義務を負うものではない。
  - ・原告は退校しなければならない状況にあつたといえず、自らの意志で休学、退校したので損害の発生はしない。
  - ・原告が主張する損害の因果関係も認められず、請求には理由がなく、速やかに棄却するべし。
- (時期に後れた攻撃防御方法の却下の申し立て)  
(弁論前日に国側から)カッターミーティングの空気椅子と暴行は今まで主張されず尋問事項とされていない(実際はされた)ので却下すべきと申立てあり。

## 【法廷での原告側の弁論】

〔補導要覧とは：文科省で、生徒指導、安全配慮義務の内容となっている「生徒指導提要」に相当するもの〕  
指導の準拠とすべき基本事項が書かれた140頁もの「補導要覧」は今回、原告側が情報開示請求によって入手し、証拠提出。本件は本来「補導要覧」に基づいて学生の指導監督を怠らなかったことを被告(国)は主張立証すべきであるものを証拠提出から外し、これに基づく主張をせず、もっぱら学生個人の責任に転化したことはアンフェアである。

本件判決には、教育現場における暴力やいじめ等に対し、毅然たる判断を示すのか？未成年の学生や親御さんらに教育機関の責任性を教示できるのか？司法の本質的な役割が問われている。

### 《院内集会のお知らせ》

「防衛大人権侵害裁判」報告の院内集会を  
日本平和委員会発案で実施されます！！

6月25日(火) 午後3時～5時30分  
衆議院議員会館1階101会議室(140名程)  
日本平和委員会 (03-3451-6377)

## 防衛大学いじめ事件

6・25国会報告集会開催 その見るべき点

自衛隊内の人権侵害事件の被害者・家族、弁護士が参加  
防衛大学校を退学に追い込まれた男性が、事件の解決を目的に損害賠償を求めた  
訴訟で、さまざまな争点がいじめの発生が明らかになりました。その経緯や  
では、加害者の責任を認める判決が下された。国に對する判決は、写真にも  
出される見込みです。

自衛隊の被害を育てる防衛大いじめは起こっているのか？  
そして、一部を対決を求めているのか？  
全国各地で起きている自衛隊内の人権侵害事件の被害者や家族も参加予定です。  
・日時：6月25日(火)午後3時～5時30分(予定)  
・会場：衆議院議員会館1階101会議室  
・問合せ先：日本平和委員会(03-3451-6377)



### カンパの振込先

郵便総合口座 たんぽぽの会  
(防大裁判の原告を支える市民の会)

店番 748 普通預金 8941260

- \*郵便口座をお持ちの方はATMから手数料無料
- \*赤の振込用紙も手数料無料

また、小冊子(1部100円)の購入の際にも活用されてください。

### たんぽぽ便り入手方法

- ・振込用紙にメールアドレス明記
- ・下記アドレスに空メール送信  
メールにて「たんぽぽ便り」送信致します。

✉ [tanpoponokai55@gmail.com](mailto:tanpoponokai55@gmail.com)

- ・ネット検索で入手

「防衛大人権侵害裁判のページ」

<https://boudaisaiban-web.jimdofree.com/>

こちらは支援の方のご厚意で

「たんぽぽ便り」「支援ニュース」

「裁判日程」「署名用紙」等掲示。

\*上記いずれも困難な方は郵送致します。



### 《NNNドキュメントの再視聴について》

「NNNドキュメント『19防衛大学校の闇』」の反響大により、**Hulu**での放送が決定！！また、現時点で**YouTube**での視聴も可能。世の中に周知してもらうことこそ原告の願いであり、沢山の感想も寄せられています。報告会では大島千佳デレクターが、取材した元学生達から、公開された学生アンケートに対して「実態はこれ以上であること」を聞かされ、衝撃を受けたことを話されました。諦めずに徹底した取材をされ、素晴らしい作品を作られたことに対して、原告家族から感謝の言葉がありました。更に周りの方々にお声掛けして、作品を通して裁判の意義を広めましょう。

### 《署名のお礼・お願い》

開廷前に**4,767**筆の署名を裁判所に提出できましたこと感謝申し上げます。総提出**48,831**筆の想いが足立正佳裁判長に届き、厳正な判決へと導き、また原告への励みになればと願っております。判決に向け**（締切9月15日着）**再度署名を行うようになりましたので、ご協力量よろしくお願い致します！！  
(署名用紙はネットからも印刷可能です)

☆いよいよ次回は判決の言い渡しです☆  
法廷は数分程度で終了しますので、「法廷内」「門前での旗出し」、二手に分かれてご協力を頂けると助かります。2016年3月の提訴からやっとたどり着いた判決です。判決後は裁判所すぐ横の弁護士会館(17時まで使用可)での報告会への参加もよろしくお願い致します！！

### 次回：判決日

被告：国

2019年10月3日(木)

13:10～ 101号法廷(96名)

(福岡地裁) 福岡市中央区六本松 4-2-4

平成28年(ワ)第889号 損害賠償請求事件

## 防衛大学校における暴力、いじめ・虐待に対する

## 厳正な判決をもとめる要請書

福岡地方裁判所民事部第2部

裁判長 足立 正佳 殿

原告青年は、災害復興に貢献したいと、夢をもって防衛大学校に入学しました。その夢や将来を仲間と語り、青春を謳歌できるはずの学生寮が逆に仲間から肉体的・精神的暴力や虐待を受ける恐怖の学生寮になっていました。

原告青年が上級生らから指導、罰ゲームなどと称して受けた肉体的・精神的暴力と虐待は、①ことばの暴力にはじまり、②殴る、蹴る、③反省文の執拗な書き直し、④ダンスや机を荒らし整理整頓を強要し、さらには⑤風俗店での性行為の強要、⑥アルコールをかけ体毛に火をつけるなど耳を疑うセクハラ行為。⑦原告青年の写真を遺影に加工し、ラインで発信するなど、理性や良心の存在をも疑わせるような、野蛮で卑猥卑劣、陰湿、執拗な暴力、いじめ・虐待を他の学生が見ている中で受けていました。原告青年は、それによって体調を壊し、休学、退校を余儀なくされたのです。

そして、これらの暴力、虐待行為は、学生寮の「悪しき伝統」として防衛大学校にまん延し、学校当局はこれを黙認していたことも明らかになりました。

原告青年の尊厳、人格を破壊し、将来の夢を奪った肉体的・精神的暴力、虐待行為は許されるものではありません。一日も早く根絶されなければなりません。

私たちは、この裁判が、原告青年の人権と尊厳の回復につながり、また大学から暴力、いじめ・虐待が根絶されることを期待するものです。

貴裁判所が、公平な審理のうえ、暴力、いじめ・虐待行為とそれを容認してきた防衛大学校に対して厳正な判決をなされるよう要請いたします。

2019年 月 日

氏 名	住 所

\*署名送付先 〒822-0011 直方市中泉172 長谷川通子方

コピー使用可

たんぼぼの会～防大裁判の原告を支える市民の会～

〒810-0041 福岡市中央区大名2-2-51-403 日本国民救援会福岡県本部

署名期限：2019年9月15日着